【　目　次　】

１．適用種別

２．使用機器と仕様

３．施工状況の確認等の実施方法

１．適用種別

１－１．適用範囲

　　　　本工事では、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（案）」の適用範囲のうち、

　　　　以下に示す範囲について適用する。

　　　　【適用範囲】

　　　　　凡例　　　：適用　　　：未適用

**中間検査**

**施工状況の確認**

**立会い**

**工事材料の検査**

**その他**

１－２．適用工種

　　　（１）工事材料の検査

　　　　　　検査員検査　　　 ・プレキャストボックス製作工

電線共同溝Ｕ型ボックス（特殊部）、電線共同溝鋳鉄製蓋

　　　　　　監督員検査 ・道路標識設置工

　　　　　　　 　道路標識（路側式）、標識板

（２）立会い

　　　　　　・土工（詳細は、以下の通り）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **種別** | **細別** | **確認時期** | **確認項目** | **確認の頻度** |
| 土工 | 掘削工 | 掘削完了時 | 基準高、幅、法長 | 〇箇所、各１回 |
|  | 法面整形工 | 法面整形完了時 | 厚さ | 〇箇所、各１回 |

（３）その他

　　　　　　・現場不一致、事故などの報告等において、必要に応じて使用する。

２．使用機器と仕様

２－１．使用機器

　　　　本工事では、以下の機器を使用する。

|  |  |
| --- | --- |
| **使用機器等** | **製品名・アプリ名** |
|
| （撮影） |  |
| ウェアラブルカメラ | ○○○○○○○○○ |
| タブレット（監督員用） | ○○○○○○○○○ |
| 　 | 　 |
| （配信） |  |
| 配信用アプリ | ○○○○○○○○○ |
| 　 | 　 |

２－２．使用機器の仕様

　　　　使用機器の仕様は、以下の通りである。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **項目** | **東京都建設局試行要領（案）** | **使用機器の仕様** |
| （撮影） |  |  |
| 映像 | 画素数 | 1920×1080以上※１ | **1280×720** |
| フレームレート | 30fps以上※１ | **30fps** |
| 音声 | マイク | モノラル(１チャンネル)以上 | **モノラル(１チャンネル)** |
| スピーカー | モノラル(１チャンネル)以上 | **モノラル(１チャンネル)** |
| （配信） |  |  |
| 映像・音声 | 転送レート(ＶＢＲ) | 平均9Mbps以上※２ | **10～12Ｍbps程度** |

※１　通信環境及び映像による目的物の判別が可能であることを勘案して、受発注者協議の上、

画素数は640×480まで、フレームレートは15fpsまで落とすことができる。

※２　映像と音声の「配信」に関する仕様に対して、適切な転送レート（平均1Mbps以上）とできる。

３．施工状況の確認等の実施方法

３－１．「工事材料の検査」の実施方法

（１）事前準備

・遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、週間工程表等を活用して事前調整を行う。検査員による検査において、検査員の了承を得た場合には、遠　隔臨場での実施の旨を記載した検査請求書を監督員に提出する。また、検査請求書には、監督員に提出している施工計画書等を添付する。

・実施にあたり、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行う。

（２）撮影の実施

・小黒板等で表示する「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「規格値」、「許容

値」や「使用材料」等の必要な情報について、監督員に確認を得る。

・監督員から撮影箇所や撮影方法等について指示があった場合は、調整を行う。

・終了時には、確認箇所の内容について読み上げ、監督員の確認を得る。

（３）記録の確認

・工事情報共有システムに撮影したデータを登録し、監督員の確認を得る。

３－２．「立会い」の実施方法

（１）事前準備

・遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、週間工程

表等を活用して事前調整を行う。

・実施にあたり、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行う。

（２）撮影の実施

・小黒板等で表示する「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「規格値」、「許容

値」や「使用材料」等の必要な情報について、監督員に確認を得る。

・監督員から撮影箇所や撮影方法等について指示があった場合は、調整を行う。

・終了時には、確認箇所の内容について読み上げ、監督員の確認を得る。

（３）記録の確認

・工事情報共有システムに撮影したデータを登録し、監督員の確認を得る。

３－３．「その他」の実施方法

（１）事前準備

・遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、週間工程

表等を活用して事前調整を行う。

・実施にあたり、事前に監督員との双方向通信の状況について確認を行う。

※なお、事故報告等緊急の場合は、事前調整を省略する。

（２）撮影の実施

・小黒板等で表示する「工事名」、「工種」、「確認内容」、「設計値」、「測定値」、「規格値」、「許容

値」や「使用材料」等の必要な情報について、監督員に確認を得る。

・監督員から撮影箇所や撮影方法等について指示があった場合は、調整を行う。

・終了時には、確認箇所の内容について読み上げ、監督員の確認を得る。

（３）記録の確認

・工事情報共有システムに遠隔臨場の「記録」を登録し、監督員の確認を得る。